

# 企業会計ビッグバン

一一上季代司

日本の企業会計制度の抜本的な改革が始まろうとしている。個別財務諸表が主、連結財務諸表は単なる附属資料で従、というこれまでの役回りが一八〇度変わり、二〇〇〇年三月期<sup>(1)</sup>から連結財務諸表が中心になる。それと同時に連結財務諸表原則が大幅に改定される。連結対象（子会社）の範囲の拡大、これまで無かつた連結キャッシュフロー計算書作成の義務づけ、税効果会計の実施も任意適用から義務へと変わる。加えてその一年後の二〇〇一年三月期からは、金融商品の時価評価が始まり、退職給付会計（年金会計）が導入される。

いうまでもなく企業会計制度はディスクロージャーの要である。このおがかりな改革は、企業評価（＝株価）はもちろん企業経営の在り方（企業組織をはじめとする経営改革）にも大きな影響を与えることが予想される。だから、「企業会計ビッグバン」などとも呼ばれているのである。そこで、以下では、今回の企業会計制度改革の背景、概要、その効果・影響等について、簡単に整理してみた。

## 1 会計ビッグバンの背景

最初に、今回の改革の背景を内外二つの側面から整理してみよう。

第一に、国際的な会計基準に日本の会計制度もあわせていくこうという、いわゆるグローバルスタンダードへの流れが働いたことである。国際会計基準とは、企業業績の国際比較を可能にするために作成された会計処理の国際的な統一基準であり、一九七三年、各国の会計士団体の集まりである国際会計基準委員会（IASC）が、その作成作業を開始したのが始まりである。ところで、国際会計基準はあくまで民間団体が自主的に作成するもので強権的なものではない。この動きに欧洲諸国は積極的であつたが、アメリカと日本は当初、乗り気ではなかつたとされる。ところが、アメリカが一九九〇年代に入つて方針を転換し、IASCと連携してむしろこれを主導していく立場に変わつていった（その背景には他国の大企業のNYSE上場誘致という資本市場政策があつたとされる）。この結果、一九九五年には米SECや日本の大蔵省証券局を構成メンバーとする証券監督者国際機構（IOSCO）が、多国間で公募・上場する際に国際会計基準による財務諸表の利用を容認するまでに進展する。つまり監督当局は、包括的コア基準が完成することを条件に、この民間団体作成の会計基準にお墨付きを与えたわけである。こうして昨年一九九八年一一月、コア基準の主要部分がほぼ完成しあるとともに、わが国ではこれに沿つた国内基準が作成され、今回の会計制度改革に至るのである。

第二に、今回の制度改革では、国内情勢の変化があつたことも見落とすべきではない。例えば、①独禁法の改正によって純粹持株会社制度が導入され、株式交換・移転、会社分割制度など重要な会社法関連法改正が進展し、グループ全体としての業績評価がこれまで以上に重要になつてきたこと（→連結会計重視）、②不良資産の飛ばし、損失先送り金融商品など不祥事の露見（→金融商品の時価評価）、③銀行がこれまでのように含み益の重視からキャッシュフローを重視する方向へと融資姿勢を変化させていること（→キャッシュフロー計算書の導入）、④不良債権や退職給付など本来償却すべきもの、引き当てるべきものも有税と言うことで先延ばしされてしまつたこれまでの反省にたち税務会計の束縛からの開放が意識され始めていること（→税効果会計の導入）、⑤年金負債がオーバーバランスになつており、運用利回りの低下と相まって膨大な「隠れ年金債務」が発生しているとの批

判があること（→年金会計の導入）等の事情が挙げられよう。

とくに今年の夏、英文報告書に添付する「監査報告書」に「日本基準に基づき作成した報告書で国際的に通用するものとは異なる」旨の意見書を付けられたことは、日本企業にとっては屈辱的だった。日本企業の側から国際基準に合致した国内基準にすべきとの声が高まつたことも見逃せない。

## 2 連結会計

それでは、今回の改革の中身はいかなるものであるか。冒頭で見たように、今回から上場企業については、連結財務諸表が単なる付属資料から主役になるのである。それとともに連結財務諸表原則が大幅に改定される。連結財務諸表の作成方法は、連結対象となる子会社の財務諸表を合算する<sup>(2)</sup>。この点に変わりはないが、次に見るような重要な基準変更が加えられている。

### (1) 連結対象の範囲拡大

第一に連結対象の範囲が変更されたことである。従来は持株基準によって出資比率五〇%以上を子会社、二〇%以上五〇%未満を関連会社と規定し、子会社の場合は連結対象、関連会社の場合は持分法適用とされてきた。しかし今回からは、出資比率がこの数値に達していなくても、取締役会の構成などからみて実質的な支配力をもつていると認められる場合には子会社あるいは関連会社とみなされる（支配力基準の導入）。

この結果、損失先送り目的の意図的な連結はずしが難しくなるし、採算の悪い子会社・関連会社の整理淘汰、統合への圧力が増してくるであろう。

### (2) 連結キャッシュフロー計算書の義務づけ

第二に、これまでなかつた連結キャッシュフロー計算書の作成が義務づけられたことである。貸借対照表と損益計算書のほかにキャッシュフロー計算書を作成させる意図としては、在庫、売掛金、手形サイトの延長、固定資産の積み増しなど、資本の回転期間の存在からくる損益計算とキャッシュフローとのズレを認識させることにあるのだろう。在庫の積み増しがあつたり手形サイトが延長された場合、損益には影響しないが、キャッシュは流出していく。また売掛金では収益が計上されるがキャッシュはまだ入ってきていない。固定資産はキャッシュは一挙に出ていくが償却費用は徐々にしか計上されない。

これらの損益とキャッシュのズレは、これまで銀行が容易に運転資金を供給してくれていたことから問題化することが少なかつたが、今後はそうはいられないであろう。さらにもつと重要なことは、パソコンに代表されるようすに全体的に商品の陳腐化が激しくなつており、貸借対照表や損益計算書に計上されている在庫や未実現利益がその価額で売却され、利益が実現されるとは限らなくなつたことである。これらの事情は回転期間短縮を通じて資金効率を高めるとの重要性を意識させ、キャッシュフロー最大化をめざす経営指向、無駄を省くための会社分割を加速させることにつながろう。

### (3) 税効果会計の導入

第三は、税効果会計である。現行の連結財務諸表原則では税効果会計は任意適用で、基本的な考え方が無く処理方法も多様であった。今回からはこれを義務づけ、処理方法の統一化が計られている。税効果会計は、会計上の収益費用と税務上の益金損金のタイミングのずれを調整するためのものである。その典型は種々の引当金であ

る。税務会計は「税収の確保」が軸になっており、その観点から損金と認める引当金繰入率の上限を決めている。したがつてこれを越える引当金の積み増しは会計上は費用であるが、税務上は損金とは認められない。このズレは昨九八年度税制改正（賞与引当金の撤廃、貸倒引当金の法定繰入率の引き下げ、退職給与引当金の限度額の引き下げなど）でますます拡大している。そこで、例えば法定繰入率以上の貸倒引当金の計上＝有税債却分は、貸倒れが実現して損金とみなされるまでの間は、税務署への税金の前払いとみなして、その分は「繰り延べ税金資産」として資産の部に計上し、損益計算書には、同額だけの「法人税等調整額」を法人税から差し引いて、同じ税前利益なら純利益も同じになるように比較可能性が確保されるようにしたのである。

その際、意図的な決算操作が出来ないよう、「繰り延べ税金資産」は、将来、課税所得が十分に発生する<sup>(3)</sup>と、回収期間はおおむね五年、ただし貸倒引当金など損失が多額等の特別の場合には見積期間延長も可とするなどの条件を付けることとしたのである。

### 3 金融商品の時価会計

次に、二〇〇一年三月期からは金融商品の時価会計が導入される<sup>(4)</sup>。現行では金融商品の時価情報は注記されるのみで、貸借対照表・損益計算書に反映されてこなかった。そこでこれを改め、オンバランスにしたのである。時価の基準としては、取引所価格のみならず、銀行間市場、ディーラー間市場、電子売買取引など隨時決済換金できる取引システムで形成された価格となつており、幅広い。金融商品の対象としては、金融債権（現預金、受取手形、売掛金、貸付金）、有価証券、商品ファンド、ゴルフ会員権、債務保証、デリバティブ、不動産証券化などであるが、この中には時価のないものもあり、その取り扱いは次のようになつてている。

#### （1）保有目的と評価基準

まず、金融債権は取得原価または償却原価で評価することとなつていて、償却原価とは、債権を債権金額（額面）とは異なる価格で取得した場合に、その差額を弁済期まで一定の方法で貸借対照表価額に加減する方法である。なおその際、貸倒引当金は控除することとなつており、その貸倒引当金は新基準に基づくものとされる。有価証券は「売買目的」「満期目的」「子会社・関連会社株」「その他」「市場性なし」に区分し、「売買目的」は時価評価、差額は損益処理される。「満期目的」は取得原価または償却原価で評価される。「子会社・関連会社株」は取得原価、「その他」の有価証券（持合い株はここに含まれる）は時価で評価、合計で評価する場合は差額を資本の部に計上し、銘柄別に評価する場合は益は資本の部、損は損益に計上することとされる。なお「市場性なし」は金融債権に準じることとなる。

つぎに運用目的の金銭信託については信託財産の構成物に分解して処理し、うち有価証券はすべて売買目的とみなして差額は損益処理される。デリバティブについては資産のみならず負債についても時価評価し、差額は損益処理される。なお、「満期保有」と「その他」区分の途中変更は認められることとなつていて、つまり満期償還以前に売却する可能性のある債券は、基本的に「売買目的」ないしは「その他」に分類しなければならなくなる。

### （2）ヘッジ会計

なお、デリバティブについてはヘッジ目的で利用している場合があり、そのヘッジ対象の現物取引が、例えば金融債権や満期目的の債券のように、毎期の損益計算書に反映されない取引きであれば、ヘッジ手段であるデリ

バティープの損益認識とズレが生じる。そこでヘッジ対象の現物取引の損益が認識されるまで評価差額の計上を繰り延べする処理が、時価会計と同時に導入された。これがヘッジ会計である。

いうまでもなくヘッジ会計を利用できるためには、現物取引とデリバティープがヘッジの関係にあることが条件である。すなわち、①ヘッジ対象が相場変動など損失可能性に曝されていること、②ヘッジ対象とヘッジ手段のそれぞれが互いに相殺される関係にあること、③取引時にあらかじめ定めたリスク管理方針に従つたものであること、④取引以降も損益が相殺される関係が引き続き認められること、とする実務指針が示されている。

ところで、「特定取引き（トレーディング）勘定」以外のデリバティープの大部分は、「銀行勘定」の金利スワップであるが、この金利スワップは現在のところ会計士協会の実務指針で示されている「ヘッジの概念」を満たしていない。

すでに見たようにヘッジとはその対象である現物取引と手段であるデリバティープがそれぞれが互いに相殺される関係になければならない。そこで実務指針では、一つ一つの現物取引と対応した紐付きのヘッジ（個別ヘッジ）であるが、それともリスクの共通する複数の現物をまとめてのヘッジ（包括ヘッジ）であるか、と問うていくのであるが、銀行が行っている金利スワップは将来の資産・負債の変動、金利予測に基づき収益拡大を狙うものであるため、このヘッジ概念を満たしていないのである。

#### 4 退職給付（年金）会計

二〇〇一年三月期から退職給付会計が導入されることになった。現行では、掛け金が費用計上されるのみで年金債務が正確に反映されていない。したがって積み立て不足も反映されていない。また年金と退職一時金とでは、

退職後の従業員に約束している力不（債務）であることには変わりがないのに、その処理が異なっている（外部積み立てか、内部に引当金計上か）ため、統一的に把握することが出来ない。

そこで、今回、年金か一時金かを問わず、退職後に支払う約束のある金は「退職給付債務」とみなし、統一的な会計処理を導入したのである。すなわち、従業員一人一人について年金数理の計算方法を用いて、将来の支払いをまかなうには現時点でどれだけの蓄えが必要か、「退職給付債務」の割引現在価値をまず計算する。他方、年金資産など外部の積立金を時価評価しておく。これと退職一時金への引き当て額の合計（年金資産+退職給付引当金）が、全体としての退職給付債務に対する備えとなる。もしその合計額が「退職給付債務」の現在価値に満たない場合には、不足額を「退職給付引当金」として貸借対照表負債の部に計上し、一五年以内に償却すべきとされる。その償却原資としては、現金または保有株式の抛出も可とされる。<sup>(5)</sup>

退職給付会計の導入は、企業会計に大きなインパクトをもたらすとされている。退職給付債務の現在価値の算出は「安全性の高い長期の債券利回り」を基礎とするとされ、大部分の企業では三・三・五%の割引率が使われる結果となりそうである。年金資産の時価評価とあいまって、一説によると上場企業全体で四〇一八〇兆円の積み立て不足が顕現化、これに対し九九年三月期の上場企業全体の経常利益は一〇兆円強にすぎない。不足額を一举に貸借対照表に計上すると株主資本比率は五・六%低下するとも指摘されている。米国でも一九八五年に年金債務の情報開示が義務づけられ、これを契機に巨額の積み立て不足が表面化して、最大の自動車メーカーGMが格下げにあつたことは記憶に新しい。

そのほか、今回の会計制度改革では研究開発費の会計処理の明確化、統一化などの重要な措置も打ち出された（一〇〇〇年三月期以降）。従来、研究開発費の定義が不明確であり、その会計処理も一挙に費用計上するほか、繰延資産に計上して五年以内の償却など多様な会計処理が認められていた。これを原則、一挙に費用に計上させ比較可能性を確保しようとしたのである。

以上、今回の措置によって、日本の会計制度改革はほぼ一段落した。今後残された課題としては時価評価の範囲拡大、とくに不動産の時価評価とされる。今年の九月、公認会計士協会は「監査問題特別調査報告書」を公表し、この中で、簿価の半値以下に下落しているのに評価損未計上の建設会社が多いことを指摘し、強制的に評価減の適用を求めている。国際会計基準でも一〇〇一年に投資目的の不動産に時価評価を導入すべく、年末にも正式決定の運びと伝えられており、そうなれば国内でもこれに追随するであろうと予想される。

さて、以上のような会計制度改革はどのような影響はもたらすであろうか。すでに部分的にはその効果、影響について指摘してきたが、なお、いい足りない部分を補足する意味で以下にまとめておこう。

まず、連結会計導入の影響としてはすでに総合商社等で表面化しているように、子会社・関連会社の見直しが進むであろう。金融関連を除く上場会社一六〇二社の九九年三月期決算を見ると、連結最終利益が単独を下回る企業が過半数の八五五社を占める。連結対象子会社、持分法適用関連会社の利益が全体として赤字である企業の方が多いわけである。これは、子会社設立や分社化が、日本の雇用慣行からくる退職役職員の受け皿という観点、あるいは業界横並び的意識からとりあえず多様化を図ろうとする観点など、必ずしも企業戦略に沿ったグループ経営とはい難い不純な要素が入り交じった結果であつたことの反映ではないか。今後はROE（自己資本利益

率）や「集中と選択」に基づく事業再構築の観点から、子会社・関連会社の売却、清算など整理・淘汰が進められよう。連結決算への移行はこれを加速させる。実際、多くの企業で不採算分野からの撤退、中核事業の絞り込みが今年度上期、急速にすすめられ一〇〇〇年三月期の連結決算予想は、経常利益が前期比二六・五%増と二期ぶりに増加、連単倍率（連結純利益が単独の何倍になるかの比率）も一・三一倍から、一・四四倍に拡大しそうである。

他方、連結キャッシュフロー計算書の義務づけは在庫や売掛金、固定資産など回転期間の長い資産を極力、切りつめる経営への志向を促すだろう。コンパックやヒューレットパッカードなどは会社分割によってそれに対応した典型例であるが、そのほか、不動産や受取債権等の証券化とその売却などの手法も駆使した対応がなされていくだろう。

第三に、金融商品の時価評価は、例えば繰故地方債や公社公団債など引受けたとたんに値下がりするような債券は売却を促進させる効果が指摘できる。例えば、こうした保有債券を「その他」に分類すると、評価損がでて自己資本を減少させ自己資本比率にひびく。そこでボラティリティの高い低格付け債や一部公共債からの資金流出、保有債券の年限の短縮などがひきおこされるであろうと指摘されているのである。また持合株の時価評価については一年後の一〇〇二年三月期から適用されるが、持合い株処分を加速させる要因とされている。

最後に年金会計の導入については、日本の雇用慣行見直しを推進させる効果がある事を指摘しておこう。すでに巨額の積立金不足が顕在化することを見越して、給付の削減や予定期率の引き下げなど年金の制度変更を打ち出した企業が多くある。<sup>(8)</sup>このことは確定給付型年金への信頼性を損ね、ひいては終身雇用のメリットが幻想であったということを思い知らせる効果があるだろう。

注

(1) 一〇〇〇年三月期とは一九九九年四月から始まる事業年度と言うことであり、その意味では会計ビッグバンは既に始まっているのである。

(2) もちろん単に合算するだけではなく、グループ内取引の相殺、これに伴う未実現利益の消去、親会社の投資有価証券と子会社の資本金の相殺などの調整が改めて必要になる。なお、関連会社の場合は、持分法適用により純利益を持分比率に応じて連結決算に反映させる。

(3) 将来、十分な課税所得がなければ、税務署から前年までに払った税金を取り戻すことが出来ない。税金の払い戻しは所得に課税した税金から控除するからで課税所得がなければそもそも控除できない。

(4) 銀行・証券会社等の金融機関では証券ならびにデリバティブについては商品勘定として売買する目的の取引きにつき、約定基準・時価評価の「特定取引き（トレーディング）勘定」が既に導入されている。したがって、金融機関について改めて問題となるのは金融債権のほか「投資有価証券」や金銭信託等である。

(5) 新基準にもとづく貸倒引当金とは、債務者の財務状態、経営成績を考慮した分類に基づき、過去の倒産確率、担保の処分見積額、保証による回収見積額を基礎にして貸倒見積額を算定するもので、すでに銀行では九八年三月期より適用済みである。

(6) 株式拠出の場合には信託を設定するか、あるいはそのまま退職給付債務支払いに充当する（直入れ）かのいずれかとされ、後者の場合には、上場株に限定され、退職金には使えない。

(7) 研究開発費に該当しないソフトウェアは無形固定資産として計上することとされている。

(8) 厚生年金では三〇%、適格年金では五〇%の企業が制度変更に踏み切ったとみられる。